

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第28号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(事業の運営についての重要事項)</p> <p>第5条 条例第36条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>条例第41条に規定する通常の事業の実施地域</u></p> <p>(7)～(12) [略]</p> <p>(準用)</p> <p>第14条 第3条から第5条までの規定は、<u>条例第2条第2号に</u></p>	<p>(事業の運営についての重要事項)</p> <p>第5条 条例第36条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>通常の事業の実施地域(条例第41条に規定する通常の事業の実施地域をいう。第14条において同じ。)</u></p> <p>(7)～(12) [略]</p> <p><u>(事業の運営についての重要事項)</u></p> <p>第14条 <u>条例第84条において準用する条例第36条の規則で定める事業の運営についての重要事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>—</p> <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p> <p><u>(2) 職員の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p><u>(3) 営業日及び営業時間</u></p> <p><u>(4) 利用定員</u></p> <p><u>(5) 就労継続支援A型(条例第2条第2号に規定する就労継続支援A型をいう。以下この条及び次条において同じ。)</u> <u>の内容(生産活動に係るものを除く。)</u>並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p><u>(6) 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)</u>、賃金及び条例第79条第3項の規定により支払われる工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</p> <p><u>(7) 通常の事業の実施地域</u></p> <p><u>(8) サービスの利用についての留意事項</u></p> <p><u>(9) 緊急時等における対応の方法</u></p> <p><u>(10) 非常災害対策</u></p> <p><u>(11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</u></p> <p><u>(12) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(13) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項</u></p> <p>(準用)</p> <p>第15条 第3条及び第4条の規定は、<u>就労継続支援A型の事業</u></p>

規定する就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第3条第1号中「療養介護計画（条例第17条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「就労継続支援A型計画（条例第84条において準用する条例第17条第1項に規定する就労継続支援A型計画）」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する同令第32条第2項」と、第4条中「第17条第8項の規定による療養介護計画」とあるのは「第84条において準用する条例第17条第8項の規定による就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

第15条 [略]

について準用する。この場合において、第3条第1号中「療養介護計画（条例第17条第1項に規定する療養介護計画）」とあるのは「就労継続支援A型計画（条例第84条において準用する条例第17条第1項に規定する就労継続支援A型計画）」と、同条第2号中「第28条第2項」とあるのは「第84条において準用する条例第28条第2項」と、同条第3号中「第30条第2項」とあるのは「第84条において準用する条例第30条第2項」と、同条第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する同令第32条第2項」と、第4条中「第17条第8項の規定による療養介護計画」とあるのは「第84条において準用する条例第17条第8項の規定による就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

第16条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。